

令和7年度 HCL Notes ライセンス調達業務仕様書

1 件名 令和7年度 HCL Notes ライセンス調達業務（以下「本業務」という。）

2 概要

鳥取県庁内 LAN で使用しているグループウェアの利用に必要な HCL Notes のライセンスを調達するものである。

3 契約期間等

（1）契約期間 契約締結日から令和9年1月31日まで

（2）調達ライセンスの有効期間 令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

（3）調達ライセンスの納入期限 令和8年1月23日

4 購入ライセンス

（1）必要ライセンス

型番	ライセンス名	数量
D1VC7LL	HCL Domino Complete Collaboration, 1 Month Term License & S&S, Authorized User	6,482

※上記ライセンス購入に必要となる、Domino License Analysis Utility (DLAU) ツールによるレポートは株式会社エイチシーエル・ジャパン社に提出済み

（2）購入ライセンスの使用権及び名義

ライセンスの使用権は発注者に帰属するものとし、ライセンスの登録における使用者名は鳥取県とすること。

（3）その他

発注者がインターネットを介しライセンスのダウンロードを行うに当たり、必要に応じ、発注者からの問合せに対応すること。

5 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

6 成果物

受注者は、本業務の成果物として、名義、数量、有効期間を示すライセンス証書又はこれを証明する書類を3（3）に定める納入期限までに発注者に提出すること。

7 一般事項

（1）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（2）資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行う。

エ 発注者及び受注者は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもつ

てこれを行う。

(3) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(4) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(5) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(7) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

(8) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（（9）ア又はイに規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(9) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア又はイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者で協力してその処理解決に当たる。

(10) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(11) 完了報告及び検査

ア 受注者は、成果物の納入と同時に納入完了報告書を発注者に提出する。

イ 発注者は、アの納入完了報告書を受理した日から5日以内に納入の完了を確認するための検査を行う。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、仕様書に適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもイ及びウの規定を準用する。

(12) 使用料の支払

ア 受注者は、(11) ウの通知を受理した後、以下の表に示す請求年月に各年度の使用料に係る請求書を発注者へ提出するものとする。

年度	請求年月	使用料総額に対する各年度の支払割合
令和7年度	令和8年2月	約2/12
令和8年度	令和8年4月	約10/12

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に各年度の使用料を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(13) 任意解除

ア 発注者は、(14) 又は (15) の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。

なお、その賠償額は、発注者及び受注者で協議して定める。

(14) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

（イ）正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定により契約を解除された場合、違約金として使用料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

（ア）履行不能が明らかであるとき。

（イ）履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（エ）納入期限までに、受注者がライセンスを納入場所に納入しないでその時期を経過したとき。

（オ）（ア）から（エ）に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（14）アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（カ）受注者又はその代理人若しくは使用人が契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ク）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定により契約を解除された場合、違約金として使用料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(16) 解除の制限

(14) ア(ア)から(ウ)及び(15)ア(ア)から(オ)までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(14)及び(15)の規定による契約の解除をすることができない。

(17) 賠償の予定

受注者が(15)ア(カ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として使用料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(18) 履行遅延による違約金

ア 受注者の責めに帰すべき事由により調達ライセンスの有効期間の始期にライセンスを使用することができない場合は、発注者は、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、使用料総額から既納部分に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額とする。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(20) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(21) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

ウ 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。